

## 令和4年度 第2回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月20日（金）13時30分～14時14分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男		○
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	佐々木元	○	
		次長	菅原正宏	○	
		主査	島原理絵	○	

### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第 3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第 4号 農地法第5条許可申請書の取下願いについて

議案第 3号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第 6号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について

議案第 7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第 8号 青年等就農計画の認定に係る意見について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長  
(13時30分開会)

議長 ただいまより、令和4年度第2回平泉町農業委員会総会を開会いたします。本日、4番委員から欠席届が出ております。委員総数7名のうち6名出席で過半数に達しておりますので、会議は成立しています。

次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。

(なし)

議長 それでは、議事録署名人には、2番委員、6番委員の両名を指名します。会議書記には、事務局の菅原次長、島原主査にお願いします。

次に、会務報告について、事務局長より説明願います。

佐々木局長 (会務報告の朗読、説明)

議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長説明願います。

佐々木局長 (本日の議案件数等を説明)

議長 それでは、「報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について」、事務局説明願います。

島原主査 (報告案件の朗読、説明)

死亡による相続2件です。

議長 ただいまの「報告第3号」について、発言のある方は挙手をお願いします。発言がないようですので、「報告第3号」を終わります。

議長 次に、「報告第4号 農地法第5条許可申請書の取下願いについて」、事務局説明願います。

菅原次長 (報告案件の朗読、説明)

報告第4号農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、1件の申し出がありました。これは平成4年4月20日開催の令和4年度第1回農業委員会総会、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について可決されたものでありますが、県の許可になる前に取下げの申し出がありました。

取下げの事由として、給水計画に関して、一部関係者より分水の同意が得られなかったため、申請の取下げとなりますので報告します。

議長 5番委員 ただいまの「報告第4号」について、発言のある方は挙手をお願いします。農地転用に係る現地調査では問題がありませんでしたが、取下げ理由が分水の同意が得られなかったとはどういった内容なのでしょうか。

菅原次長 平成6年頃、対象地付近に3軒の新築があったので、国道旧4号線に町水道本管が通っているため給水工事を受益者負担で行うことになりました。当時、

対象地所有者にも声がかかったそうですが、その工事には加わらなかった経過があります。そこで、今回の孫の新築により付近まで到達している水道管の分水をお願いしたところ、一部受益者より同意が得られなかったことから農地転用を断念しました。

- 議長 他に発言のある方はおりますか。
- 議長 長 それでは発言がないようですので、「報告第4号」を終わります。
- 議長 長 それでは議案審議に入ります。「議案第3号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。
- 菅原次長 (提出議案の朗読、説明)
- 議長 長 No.1は、農地所有者から非農地証明願が出されたもの1筆です。
- 議長 2番委員 長 それでは現地調査をした委員、2番委員。
- 議長 2番委員 5月13日に、1番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。
- 議長 2番委員 No.1は雑木が生えており耕作が難しい現状であり原野化している状況でした。非農地にしても、周囲に与える影響は少ないと思われま。
- 議長 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
- 議長 (なし)
- 議長 長 それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 議長 (挙手全員)
- 議長 長 挙手全員、可と決定します。
- 議長 長 それではここで、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定」により、次の案件に係る[ ]委員には一時退席をお願いします。
- 議長 長 暫時休憩します。(13:46)
- 議長 長 再開します。(13:47)
- 議長 長 次に、「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局説明願います。
- 島原主査 (提出議案の朗読、説明)
- 島原主査 労働力不足による賃貸借1件です。事前にお渡ししている調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま。
- 議長 長 それでは現地調査をした委員、2番委員。
- 議長 2番委員 5月13日に、1番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。賃貸借No2につきましては、現在農地として耕作されており、借受人となる方も中心経営体の方でもあり、農地として活用する予定なので問題ないと考えま。
- 議長 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
- 議長 5番委員 賃借料は、10a当たり年3,000円となっておりますが、水利費はどのようになっていますか。

島原主査 水利費の負担は、借受人が支払いその他に賃借料を貸付人にお支払いする契約内容となっております。

議 長 他に発言のある方はおりますか。

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員、許可と決定します。

議 長 暫時休憩します。(13:52)

議 長 再開します。(13:53)

議 長 次に、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)  
第1種農地の例外規定、住宅等で集落に接続して設置するに該当しますので、許可相当と考えます。

議 長 それでは現地調査をした委員、2番委員。  
2番委員 5月13日に、1番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。現地調査の結果、自宅前の畑となっております。近隣農地への影響もないことから宅地に転用することには問題ないと考えます。

議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。  
(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員、許可相当と決定します。

議 長 次に、「議案第6号 農用地利用配分計画(案)の作成に関する意見について」、事務局説明願います。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)  
優先順位検討表にもありますが、地域内の話し合いによる中心的経営体や適格団体への集積やその集積に協力する為の配分計画2件です。

議 長 それでは質疑に入ります。質問等ありませんか。  
(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員、意見なしと決定します。

議 長 それではここで、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定」により、次の案件に係る■■■■委員には一時退席をお願いします。

議 長 暫時休憩します。(13:59)

議 長 再開します。(14:00)

議 長 次に、「議案第7号 農業改善計画の認定に係る意見について」、事務局説明願います。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)

1件の更新申請です。農業所得目標が現行より上回る計画として十分成り立っていると考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。  
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。

議長 暫時休憩します。(14:05)

議長 再開します。(14:06)

議長 次に、「議案第8号 青年等就農計画に認定に係る意見について」、事務局説明願います。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)

新たに農業経営を開始し、目標とする営農類型はナスの露地及びイチゴの施設栽培です。将来の農業経営の構想につきましては、農業技術の向上、機械を利用した効率化及び農地規模の拡大を行い、目標年収3,727千円の所得の向上を目標としております。

就農ほ場は、ご本人の旦那さんの父親が所有する長島字東岳の土地となっております。また、施設・機械の購入としまして、トラクター、管理機、動力運搬車、ビニールハウス5棟、高設栽培や暖房栽培設備などを、資金の借入れ制度を利用して購入予定です。

現在、申請者の方は、北上市にある西洋野菜35品目60種類の栽培農家で、今年9月まで研修を行う計画です。以上、新規認定1件の申請となります。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。  
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員、原案のとおり意見なしとします。

これをもちまして、令和4年度第2回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。

(14時14分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ㊟

署名人 2番 青 木 慶 ⑩

署名人 6番 石 川 文士良 ⑩